

令和 5 年度高次脳機能障害支援委員会での意見について

○県内の支援体制整備について

以前より、高次脳機能障害支援委員会では、高知県の高次脳機能障害の支援体制整備について、県の中央部で構築したネットワークをモデルに東部、西部でも同様の整備をしていくことが議論されてきた。

県内の保健医療圏の高次脳機能障害者数の推計

※ () 内は 15～64 歳までの高次脳機能障害者数

安芸保健医療圏 92.7～154.3 名 (42.0～70.0 名)

中央保健医療圏 1160.4～1930.7 名 (641.9～1068.0 名)

高幡保険医療圏 107.5～178.9 名 (48.9～81.3 名)

幡多保健医療圏 172.6～287.2 名 (81.2～135.1 名)

東西の地域において高次脳機能障害者の支援に特化した事業を実施することは、事業者にとってメリットが少なく、自発的にネットワークが広がることは考えにくい。

「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業」を活用するなどして、支援ネットワークを構築、継続する仕組みや手段の検討をしてはどうか。

○家族会の男性家族の集いについて

友の会、女子会で男性支援者の集いの場の必要性を確認した。

青い空の当事者家族会女子会では、既婚の女性当事者の場合、その配偶者に参加を呼びかけている。実際参加されている方は 3 家族となっている。

今後も男性家族の集いについてのニーズには聞き取りをしていく。

○高知ハビリテーリングセンターとの連携

高次脳機能障害者の自立訓練、施設入所支援、就労系サービス、共同生活援助等により高次脳機能障害者の支援に協力いただいている。

本事業の養成研修や高次脳機能障害者支援研修会にも複数名に参加いただいた。

事業所として県に研修依頼があり、事業所研修を行った。(7/22 実施)。

⑥その他

○就労選択支援への対応について

就労選択支援は令和7年10月1日より開始される新たな就労系障害福祉サービスである。

令和6年度報酬改定の概要において、以下に該当する者は、原則として就労選択支援を利用することとしている。

対象者

- ・令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
- ・令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者

例外事由

- ・近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

高次脳機能障害者における懸念点

- ・就労系の障害福祉サービスを利用しない場合には就労選択支援は利用されないため、就労準備が出来ていない状況での無理な復職の防止にはならない。
- ・高次脳機能障害者が就労系サービスを希望した場合に、就労選択支援の事前の利用が原則となるため、希望した就労系サービス利用までの期間が延長される。休職中のサービス利用等においてはタイムロスにつながる。

就労選択支援が高次脳機能障害者へ与える影響と効果を見守る必要と、就労選択支援事業所への高次脳機能障害の特性や必要な配慮を説明する必要性がある。